

石垣市財務規則第 109 条第 2 項第 2 号基づく随意契約の事後公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当随意契約について石垣市財務規則第 109 条第 2 項第 2 号に基づき公表します。

No	契約の名称	契約金額	契約期間	契約相手方	契約の相手方を選定した理由
1	石垣空港ターミナル 内靴底消毒マット 管理委託業務	1,144,039 円 (内消費税及び地方 消費税 104,003 円)	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日	公益社団法人 石垣市シルバー 人材センター	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、高年齢者等の雇用の安 定等に関する法律第 41 条に規定する シルバー人材センター
2	石垣港離島ターミナ ル内靴底消毒マット 管理委託業務	791,712 円 (内消費税及び地方 消費税 71,973 円)	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 8 月 31 日	公益社団法人 石垣市シルバー 人材センター	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、高年齢者等の雇用の安 定等に関する法律第 41 条に規定する シルバー人材センター